

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年頃から、A所在のB会社（以下「事業場」という。）が施工した住宅のメンテナンス業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、事業場からCに所在する現場に軽自動車を運転して向かう途中、交差点を直進していたところ、右折車と衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業場に勤務していた労働者であったと主張するところ、労災保険法上の労働者に該当するか否かについては、①使用者の指揮監督下で就労しているか否か、②報酬に労務対償性が認められるか否かを重要な要素として、その実態に即して判断することとされており、以下、この考え方に則って検討する。

(2) 請求人の事業場での就労実態について、請求人は、単なる抽象的な指示だけでなく、補修内容等について詳細な指示があり、多くの場合、現場には、請求人は各地区担当者と一緒に訪問しており、担当者からの監督を受けて業務に当たっていたと主張している。

この点、各地区担当者は請求人と共に顧客先に訪問しているものの、その理由について、Eは、「担当者は大工ではないため、技術的なことがわからない。実際の方法はコストの面などから社員である担当者の意見が必要である。」旨申述している。また、Fは、請求人に委託しているのは、「網戸など軽微なことならできるものの、大工仕事といわれるようなことはできないから」旨申述するとともに、請求人に仕事を依頼する際には「本人の持っているノウハウでしてもらおう。」旨申述している。

請求人は、「事業場の建築工事を請け負っていた父の仕事を引き継ぎ、請求人も事業場の建築工事を請け負っていた。」旨述べており、事業場が建設する建物の構造等を知悉していたと考えられるところ、事業場関係者が発注者としての指示を超えた具体的な作業に関する指示を行っていたことを認めるに足りる資料は見当たらない。

このことは、請求人が平成〇年〇月〇日に監督署職員から事業場からの指示の有無につき聴取された際に、「カスタマーセンターのGからメンテナンスに伺う家の指示をされました。」とのみ申述していたこととも整合する。

そうすると、当審査会としては、請求人が事業場から具体的な指揮命令を受けて業務を遂行していた事実は認められないものと判断する。

- (3) 請求人は、メンテナンス業務の日程は請求人の都合にかかわらず、事前に予定が組まれていたのであり、請求人に与えられた仕事を断る自由はなかったと主張している。

確かにサービス業務委託契約書には、業務の個別契約は事業場から請求人に業務の依頼をしたときに成立すると記載されており、請求人の承諾の有無にかかわらず、契約が成立するかのよう記載となっている。

しかしながら、Fは、「お客さんから受けた依頼に対し、地区担当者が請求人とHに都合を聞いて業務の予定を入れていました。」旨述べ、Eは、「10日単位くらいで各担当者が請求人の都合を聞いて業務の予定を入れていました。」旨述べ、Gは、「請求人が家庭の用事などで都合が悪い日を電話であらかじめ申告してもらい、それ以外の日で会社のカレンダーを基本にして予定を入れます。」旨述べている。

このことは、請求人の作業状況を記録した運転日報において、顧客からの希望が多く、事業場が請求人に業務を依頼することが多くなると思われる土曜日や日曜日において、請求人がメンテナンス業務に従事しなかった日が多いこととも整合する。

そうすると、請求人のメンテナンス業務の日程は、Fらの上記申述のように、顧客の要望だけではなく請求人の都合も含めて調整していたものとみるのが相当であり、請求人の上記主張は採用することができず、当審査会としては、請求人は事業場からの仕事の依頼に対して諾否の自由を有していたと判断する。

- (4) 請求人は、報酬が受託業務に対する報酬として支払われていたものではなく労働の対価である賃金として支払われていたと主張している。

この点、請求人は、毎月〇日、1か月分の作業に従事した日数に〇円の上限日額を乗じた金額と高速道路料金及びガソリン使用料を合算した金額を請求し、当該請求金額が業務委託費として支払われていることが認められるところであり、当該請求に当たり作業を行った件数及び作業に要した時間は加味されておらず、委託業務が早く終わった場合に減額されている事実は認められない。

そうすると、業務に要した時間に関係なく定額を支払われていることから、労働の対価ではなく、委託した業務に対する報酬の支払であると認めるのが相

当であることから、当審査会としては、請求人に対して支払われた報酬に関し、労務対償性を認めることはできないと判断する。

(5) さらに、請求人と事業場との間には、遅くとも平成〇年以降は、事業場が管理する顧客に引き渡した住宅に係る補修等の業務を事業場が請求人に対して委託し、その業務に対する約定の委託料の支払をする旨が記載されたサービス業務委託契約書が交わされ、両者間の契約関係はこれによって規律されてきたことが認められる。

(6) 以上に検討したところによれば、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人は労災保険法上の労働者に該当するとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。